

## 平成20年度税制改正(地方税)における政策評価の活用について(総務省自治税務局)

### 1. 各省庁から提出された政策評価資料の概要

- 税制改正要望に当たっては、従来より、要望書において当該要望に係る改正による効果、増減収額等についての記載を各省庁にお願いしてきた。
- 平成 16 年度税制改正要望から、要望書の別紙において「既存税制の政策効果」として、施策の必要性、要望の措置の適正性、これまでの政策効果等を具体的に記載することとし、平成 20 年度税制改正においても、引き続き、各省庁に対し、同様の様式による要望書の提出をお願いしている。
- さらに、各省庁から提出された要望書については、透明性の向上を図る観点から、平成 17 年度より要望書を総務省ホームページに公表している。

### 2. 政策評価資料の活用状況

- 各省庁から提出された要望書の内容については、計数的な指標等を用いて具体的に示すことをお願いしているところであるが、今後、政府全体における政策評価の実施状況等を見極めつつ、要望書の様式や活用方法につき、引き続き検討する必要があると認識している。
- 平成 20 年度税制改正においては、「政策目的」、「施策の必要性」、「要望の措置の適正性」、「これまでの政策効果」、「要望する延長期間中の達成目標」、「前回要望時の達成目標」及び「前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由」欄等を活用して、各非課税等特別措置の政策目的・効果や政策手段としての適正性等を検証し、既存の非課税等特別措置の見直しを行った結果、30 項目の廃止・縮減を行った。
- 非課税等特別措置については、今後も常にその目的や効果を十分に検証し、その見直しを行い、整理・合理化を進める必要があると認識している。

# 平成20年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	35	府省庁名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他( )		
要望項目名	新築住宅に対する固定資産税の減額措置の適用期限の延長		
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 新築住宅又は新築中高層耐火建築物である住宅で、一定の要件を満たすものについては、当該住宅に対して課する固定資産税を新築住宅は3年間、新築中高層耐火建築物である住宅は5年間、2分の1に減額する。</li> <li>・ 特例措置の内容 本特例の適用期限（平成20年3月31日）を2年間延長する。</li> </ul>		
関係条文	地方税法附則第16条第1項・第2項 同法施行令附則第12条第1項～第6項		
要望理由	<p>住宅取得に関しては、国税においては住宅ローン減税制度等により住宅取得者の負担軽減を図っているところである。地方税においては従来より固定資産税の減額措置により住宅取得の促進を行ってきており、当該減額措置を継続することにより住宅取得の初期負担を軽減し、居住水準の向上を図ることが必要である。</p> <p>本制度は持家のみならず借家についても適用されるものであり、建築当初の負担を軽減することによる貸家建設の促進等に対する支援措置としても効果がある。</p>		
減収見込額	(初年度)	41,063	(平年度) 59,269 (単位:百万円)
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税</li> <li>住宅ローン減税制度</li> <li>住宅取得資金等に係る相続時精算課税制度の特例措置</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資、補助金その他</li> <li>(独) 住宅金融支援機構による証券化支援事業</li> </ul>	
	20年度の望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税</li> <li>—</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資、補助金その他</li> <li>(独) 住宅金融支援機構による証券化支援事業</li> <li>12万戸 2兆2千億円</li> </ul>	
過去の要望経緯	<p>昭和38年度 創設</p> <p>昭和56、60、平成10、12年度 拡充</p> <p>昭和50、54、57、60、63、平成3、5、8、10、12、14、16、18年度 延長</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
担当者等(連絡先)	<p>担当課：住宅局住宅総合整備課 (課長) 井上 俊之 (対策官) 三浦 逸広 (担当) 中川 正則</p> <p>電話：(代表) 03-5253-8111 (内線) 39-336 (直通) 03-5253-8506 (FAX) 03-5253-1628</p> <p>担当メールアドレス：<a href="mailto:nakagawa-m2mw@mlit.go.jp">nakagawa-m2mw@mlit.go.jp</a></p>		

# 平成20年度税制改正（地方税）要望事項〈別表〉

（既存税制の政策効果）

対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 <b>固定資産税</b> 事業所税 その他（ ）															
要望項目名	新築住宅に対する固定資産税の減額措置の適用期限の延長															
延長 又は 拡充の要望を 必要とする理由	<p>（1）政策目的 住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 住宅取得に関して、国税においては、住宅ローン減税等により住宅取得者の負担軽減を図っているところであるが、固定資産税の減額措置により、住宅取得の初期負担を軽減し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図ることが必要である。</p> <p>（3）要望の措置の適正性 住宅取得にあたっては、様々な負担が存在するが、幅広く効果的に国民の住宅取得を支援する施策としては、固定資産税の軽減措置が適当である。</p>															
これまでの 政策効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘導居住水準達成率（住宅・土地統計調査） 46.5%（平成10年度）→52.3%（平成15年度）</li> <li>本特例の新規適用実績（適用件数、軽減額） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">地方税法附則第16条第1項</th> <th colspan="2">地方税法附則第16条第2項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度</td> <td>596,985（戸）</td> <td>25,470（百万円）</td> <td>362,975（戸）</td> <td>18,317（百万円）</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>584,705（戸）</td> <td>24,850（百万円）</td> <td>330,683（戸）</td> <td>16,213（百万円）</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>		地方税法附則第16条第1項		地方税法附則第16条第2項		平成16年度	596,985（戸）	25,470（百万円）	362,975（戸）	18,317（百万円）	平成17年度	584,705（戸）	24,850（百万円）	330,683（戸）	16,213（百万円）
	地方税法附則第16条第1項		地方税法附則第16条第2項													
平成16年度	596,985（戸）	25,470（百万円）	362,975（戸）	18,317（百万円）												
平成17年度	584,705（戸）	24,850（百万円）	330,683（戸）	16,213（百万円）												
要望する 延長期間中の 達成目標	<p>（ 2 年延長を要望）</p> <p>住生活基本計画（平成18年9月19日閣議決定）において、国民一人一人が、それぞれの価値観、ライフスタイルやライフステージに応じた住宅を、無理のない負担で安心して選択できる住宅市場の実現を目指すこととされている。</p> <p>《指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 42%（平成15年）→50%（平成27年）</li> </ul> <p>また、全ての世帯が健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模等を備えた住宅を確保できることを目指すこととされている。</p> <p>《指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最低居住面積水準未達率 早期に解消</li> </ul>															
前回要望時の 達成目標	<p>第8期住宅建設五箇年計画（平成13年3月13日閣議決定）において、2015年度を目途に全世帯の2/3について誘導居住水準を確保するため、床面積100㎡以上（共同住宅にあっては80㎡以上）の住宅ストックの割合を全住宅ストックの5割、床面積50㎡以上（共同住宅にあっては40㎡以上）の住宅ストックの割合を全住宅ストックの8割とし、加えて、最低居住水準未達の世帯を解消することにより、居住水準の向上を図ることとしている。</p>															

上記目標の 達成度 〔未達成の場合 はその理由〕	誘導居住水準達成率（住宅・土地統計調査）  46.5%（平成10年度）→52.3%（平成15年度）
これまでの 要望経緯	昭和38年度 創設 昭和56、60、平成10、12年度 拡充 昭和50、54、57、60、63、平成3、5、8、10、12、14、16、18年度 延長

## 地方税における非課税等特別措置の整理合理化の状況

	整理合理化			新設・拡充			単 延 純 長
	廃止	縮減 合理化	小計	新設	拡充	小計	
平成4年度	8	42	50	9	14	23	36
5年度	4	34	38	7	18	25	39
6年度	17	31	48	21	15	36	45
7年度	22	40	62	1	13	14	28
8年度	17	111	128	7	15	22	29
9年度	14	44	58	10	17	27	31
10年度	9	36	45	32	30	62	62
11年度	32	64	96	24	31	55	45
12年度	19	63	82	20	22	42	40
13年度	18	46	64	19	25	44	50
14年度	34	61	95	16	41	57	34
15年度	13	45	58	20	32	52	42
16年度	12	41	53	25	10	35	26
17年度	13	26	39	19	17	36	34
18年度	24	44	68	8	9	17	33
19年度	23	14	37	6	4	10	45
20年度	15	15	30	22	4	26	37